

西はりま消防組合 人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年3月末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
5 年度	人 182,954	千円 2,736,633	千円 77,953	千円 2,303,435	% 84.2

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
5 年度	人 286	千円 1,070,734	千円 295,215	千円 430,386	千円 1,796,335	千円 6,281

- 注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	給与改定率	(参考) 国の改定率
5 年度	1.10%	1.10%

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
5 年度	4.50 月	4.50 月

注) 「年間支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢及び平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	平均年 齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	37.9歳	302,097円	370,552円

- 注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		西はりま消防組合
消 防 職	大 学 卒	208,000円
	短 大 卒	191,800円
	高 校 卒	176,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別標準給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
消 防 職	大 学 卒	対象者無し	347,550円	対象者1人につき秘匿	394,050円
	短 大 卒	263,300円	対象者1人につき秘匿	対象者無し	対象者無し
	高 校 卒	対象者1人につき秘匿	310,300円	対象者1人につき秘匿	378,900円

3 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

西はりま消防組合例規適用職員

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	消防長	1人	0.4%
6 級	次長、参事、署長、副署長、課長、分署長	17人	5.9%
5 級	副署長、課長、室長、主幹、分署長、出張所長	59人	20.5%
4 級	課長補佐、室長補佐、分署長補佐、出張所長補佐、副主幹	38人	13.2%
3 級	係長、主査	81人	28.1%
2 級	主事	26人	9.0%
1 級	主事	66人	22.9%

- 注) 1 西はりま消防組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名であり、基準日現在の主な状況である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況（基準日：令和6年1月1日）

勤務成績	昇給区分	昇給の号数	
		55歳以下の職員	55歳を超える職員
極めて良好である職員	A	8号給以上	2号給以上
特に良好である職員	B	6号給	1号給
良好である職員	C	4号給	0号給
やや良好でない職員	D	2号給	0号給
良好でない職員	E	0号給	0号給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西はりま消防組合	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,484千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

西はりま消防組合	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 令和5年度中退職者に係る1人当たりの平均支給額 勸奨・定年退職 21,503千円 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45% 定年前15年の勤続20年以上の職員が、募集認定退職(定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、当該応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職したこと。)の場合、定年前15年から2年前までの退職者は1年につき俸給月額3%の加算(最大45%)であって、定年前1年の退職者は従前どおり2%の加算がされるもの。	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 定年前15年の勤続20年以上の職員が、公務上死亡・傷病等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の俸給月額3%(最大45%)割増して基本額を算定する。ただし、事務次官・外局長官クラス以上の者は割増不適用、局長クラス以上の者は割増率1%、審議官クラスの者は割増率2%とする。また、平成24年国家公務員退職手当法の一部改正により、定年前早期退職特例措置の対象となる退職理由に応募認定退職(各省各庁の長等が行う早期退職募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日に退職したこと。)が加わったもの。

注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	8, 647 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額 (令和5年度決算)	33 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	92.3%	
手当の種類 (手当数)	4 手当 【類型】 災害出動手当 (火災等出動手当を含む) 救急出動手当 夜間特殊勤務手当 感染症防疫作業従事手当	
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
災害出動手当	災害発生時に出勤するもの	1 回 300 円
救急出動手当	救急業務に従事するもの	1 回 200 円
	救急救命士が特定行為を実施した場合は、300 円を加算する	
夜間特殊勤務手当 (2 時間以上)	隔日勤務者が午後 10 時から翌日午前 5 時まで	1 回 500 円
夜間特殊勤務手当 (2 時間未満)	の間において通信・受付業務に従事したもの	1 回 300 円
感染症防疫作業従事手当	特定新型インフルエンザ等に係る作業に従事したもの	1 日 1, 500 円
	緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えるものに従事したもの	1 日 4, 000 円

(4) 時間外勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	120, 188 千円
職員1人あたり平均支給年額 (令和5年度決算)	592 千円

注) 1 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を除く。

2 時間外勤務手当の中には、休日勤務手当を含む。

(5) 管理職手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	45, 794 千円
職員1人あたり平均支給年額 (令和5年度決算)	552 千円
支給対象の職	支給額
消防長又はこれに相当する職	77, 400 円
参事又はこれに相当する職	62, 300 円
課長又はこれに相当する職	52, 900 円
主幹又はこれに相当する職	40, 000 円

(6) その他の代表的な手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給月額単価	支給実績 (令和5年度決算)
扶養手当		千円
	(1) 扶養親族たる子 10,000 円	45,324
	(2) (1)以外の扶養親族 6,500 円	
	※(1)のうち、満16歳から満22歳までは、各5,000円加算	
通勤手当		千円
	交通機関利用者 実費支給 (限度額 55,000 円)	32,376
	交通用具利用者 通勤距離により 2,000 円～31,600 円	
住居手当		千円
	借家居住者 月額 16,000 円を超える家賃の場合、28,000 円を限度に支給	13,809

5 特別職の報酬の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		報 酬 額
管理者		年額 50,000円
副管理者		年額 45,000円
議会	議長	年額 25,000円
	副議長	年額 22,000円
	議員	年額 20,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	日額 10,000円
	議会の議員のうちから選任された委員	日額 9,000円
公平委員会	委員長	日額 10,000円
	委員	日額 9,000円
情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円
消防賞じゅつ金等審査会	委員	日額 10,000円
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円
公務災害補償等審査会	会長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円
行政不服審査会	会長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

年度 部門別	令和6年4月1日	令和5年4月1日
一般行政	2人	2人
教育	1人	1人
消防	285人	283人
総合計	288人	286人

注) 当該年度において定員管理調査で報告した部門別職員数をあらわす。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 8	人 31	人 44	人 27	人 23	人 28	人 22	人 20	人 34	人 25	人 23	人 3	人 288

7 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間
毎日勤務職員	38時間45分	8時30分	17時15分
隔日勤務職員	38時間45分	8時30分(当日)	8時30分(翌日)

注) 隔日勤務者は1週間平均値の正規の勤務時間をあらわす。

(2) 年次有給休暇の状況

休暇の内容等	日数	令和5年における平均取得日数
一の年ごとにおける休暇であり、 次年への繰越日数は20日以内	20日	11日 ※市町等への派遣職員含む

(3) 主たる休暇の種類及び内容(令和6年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の内容等	日数
病気休暇(私傷病)	公務外による負傷又は疾病による療養のための休暇	90日以内
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のため骨髄等を提供する場合で、当該提供に伴い必要な検査等期間の休暇	必要と認められる期間

ボランティア休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合の休暇	5日以内
結婚休暇	結婚にあたっての行事のための休暇	5日以内
不妊治療のための休暇	不妊治療に係る通院等のための休暇	5日以内（体外受精及び顕微授精による場合10日以内）
妊娠中休暇	妊娠中である女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週（多胎妊娠の場合14週）、産後8週
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回それぞれ30分以内
配偶者の出産休暇	妻の出産に伴う休暇	2日以内
男性職員の育児参加のための休暇	妻が出産する場合に、その子又は小学校就学前までの子を養育するための休暇	5日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護する場合の休暇	5日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
短期介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	7日以内
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合の休暇	1日以内
夏季休暇	夏季における健康の維持等を目的とする休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	2日以内
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を行うための休暇	6月以内（無給）
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく子を養育するための休業	養育する子が3歳の誕生日に達する日の前日まで（無給）

8 職員の分限及び懲戒処分

(1) 分限処分

職員の勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合又は長期休養を要する場合に、任命権者が、公務能率を維持するために免職、休職、降給、降任する。

種 類	免 職	休 職	降 給	降 任	計
処分件数	0	8	0	0	8

注) 1 処分件数は、令和5年4月から令和6年3月までの間に係る延べ件数である。

(2) 懲戒処分

職員が法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者が職員を免職、停職、減給、戒告する。

種 類	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
処分件数	0	0	0	0	0

注) 処分件数は、令和5年4月から令和6年3月までの間に係る延べ件数である。

9 職員の服務の状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が遵守すべき義務は次のとおりです。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員はその職務を遂行するにあたって、法令又は条例、規則、上司の職務命令に忠実に従わなければいけない。

(2) 職務に専念する義務

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはいけない。

(4) 秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

(5) 政治的行為の禁止

職員は、政党その他の政治団体の結成に関与したり、役員になったり、これらの構成員になるよう、また、ならないよう勧誘してはいけない。

(6) 争議行為の禁止

職員は、争議行為（ストライキ）をしてはいけない。

(7) 営利企業等の従事制限

職員は、許可なしに営利を目的とする会社その他の団体等の役員を兼ね、又は、自ら営利を目的とする企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業や事務に従事してはいけない。

ただし、例外的に「西はりま消防組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則」により、地方公務員法の趣旨に反しない限り認められる場合がある。

10 職員の研修及び勤務成績の評定

(1) 職員研修

研修の種類	内 容
一般研修	職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に習得するため、職務の煩雑さと責任の度合いに応じて、次の段階を踏んで行うもの
初任者研修	職員としての自覚を高め、職務遂行に必要な基礎的知識を習得し、併せて職場への適応力を養成するもの
一般職員研修	中堅職員として、仕事に対する問題意識を持たせ、積極的な執務意識を育成するとともに、職務遂行に必要な知識及び能力を養成するもの
監督職研修	実践的管理能力の向上を図るとともに、広い視野を養い、適切な判断力を高めるもの
管理職研修	管理職員として広い視野と識見を養うとともに、新しい管理技法を習得させることにより、管理能力の向上を図るもの
特別研修	職員の現在の職務に密接な関係がある知識又は技能を専門的に習得せしめるもの
派遣研修	職員が職務を遂行するために必要な知識又は技能を習得せしめることを目的に、消防大学校や兵庫県消防学校等において開催される技能等の習得研修
職場研修	職場において、職員が職務を遂行するために必要な知識、技能、態度等を向上させるために行うもの

(2) 勤務成績の評定

人事管理上必要な職員に関する基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し評定することで、公正な人事行政の運営と、職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

11 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の福利厚生

区 分	実 施 主 体	内 容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等（民間でいう社会保険、厚生年金）に関する事業
	兵庫県市町村職員互助会	職員の相互共済と福利増進のための事業、各種給付事業等

公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務上受けた労働災害（公務災害）についての地方公務員災害補償法に基づく補償
--------	-------------	---------------------------------------

（２）職員の健康管理に関する事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、西はりま消防組合職員安全衛生管理規程第１３条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

ア 定期健康診断

令和５年８月に実施

イ 特定業務従事者健康診断

令和６年１月に実施

ウ 採用時健康診断

令和５年１２月に実施

（３）公務災害及び通勤災害の発生状況

災害災補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤によって災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及びその遺族の援護など必要な事業を行うことを目的としています。
なお、災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償等基金兵庫県支部が行っています。

ア 公務災害

令和５年度において該当事案なし

イ 通勤災害

令和５年度において該当事案なし

（４）公平委員会の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。

なお、令和５年度において申立て事案はありません。

イ 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分に対し、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

なお、令和５年度において申立て事案はありません。

１２ 職員の競争試験及び選考の状況

西はりま消防組合職員の採用は競争試験により行っており、令和５年度の実施状況は次のとおりです。

職種区分	採用区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	倍率
消防士	大卒区分	17人	11人	4人	2.8倍
	短・高卒区分	17人	17人	6人	2.8倍

《大卒、短・高卒区分》

1次試験： 9月17日（日） 教養試験 論文試験 適性検査
9月18日（月・祝） 集団面接
2次試験： 10月28日（土） 資質検査 集団討論 体力検査
10月29日（日） 個別面接